

【科目情報】

授業コード	1FCB207010	科目ナンバリング	FCALAW81014-J2
授業科目名	民法総合演習A（甲）		
担当教員氏名	森山 浩江		
開講年度・学期	2022年度後期	曜日・時限	木曜3限
授業形態	演習		
単位数	2単位		

【シラバス情報】

授業概要	<p>本演習では、民法総則・物権法・債権総論の領域に属する若干のテーマを選び、包括的かつ具体的な素材として、判例を読み込む作業を行う。</p> <p>基本的には、各回につき事前に指定した対象判例を、事実関係を含め第一審から通して読み込む作業が中心となる。本演習で判例を扱う目的は、実務において必要とされる力を涵養するためであることから、対象とする判例における両当事者の主張の応酬、事実認定、これらに即しての各審級での判断、判決における理由付け等を、予習レジュメに即して読み込んできたことを前提として行う。2年次前期に学んだ要件事実論の基本について復習し、判例資料上でこれをたどり具体的なイメージを持つことによって、民法上の論点に関する検討の思考過程を適切に表現し論述できる能力をつける機会となる。また、扱うテーマによっては、関連する重要事項を確認したり、法改正および新しい判例の展開を補完的に取り上げることも行う。</p> <p>なお、物権法のうち用益物権および担保物権、また、債権総論のうち金銭債権、利息債権および保証債務については、民法総合演習Bの対象であり、本演習の対象外とする。</p>
到達目標	<p>この授業の目標は、対象判例を読む作業を通じて、これまでに学習してきた民法の基本知識を事案に即して確実に身につけるとともに、これを具体的な問題解決に応用するための礎となる力をつけること、および債権法改正による変化がある事項については、その知識を正確にすることである。</p>

授業回	各回の授業内容	事前・事後学習の内容
第1回	イントロダクション	指定した予習事項に従い事前学習を行う。
第2回	判例1（時効）	毎回事前に、予習資料のガイドに沿って、対象判例を読み込んでくる。事後学習については、毎回演習時に配布する資料の末尾に示している確認すべき事項について復習し、理解・知識を確実にしておく。
第3回	判例2（法律行為1）	同上
第4回	判例3（法律行為2）	同上
第5回	判例4（代理1）	同上
第6回	判例5（代理2）	同上
第7回	判例6（物権法1）	同上

第8回	判例 7 (物権法 2)	同上
第9回	判例 8 (債権の目的)	同上
第10回	判例 9 (債務不履行 1)	同上
第11回	判例 10 (債務不履行 2)	同上
第12回	判例 11 (詐害行為取消権)	同上
第13回	判例 12 (債権譲渡)	同上
第14回	判例 13 (相殺)	同上
第15回	総括	事前に全体をひととおり復習してくることを。
第16回	期末試験	全般につき復習を行う。

<b>成績評価方法</b>	<p>相対評価</p> <p>到達目標の達成度につき、期末試験の成績および毎回の授業への取り組みの状況（積極性等）によって、評価を行う（評価の割合は期末試験 80%、取組状況 20%）。これまで身につけてきた民法の基本知識を、事案に即して、訴訟を念頭においた具体的な問題解決に応用できることを、単位取得の最低基準とする。</p>
<b>履修上の注意</b>	特になし
<b>教科書</b>	教科書は指定しない。判例資料を予め配布するほか、各回の授業時に資料を配付する。
<b>参考文献</b>	<p>『民法判例百選I 総則・物権（第8版）』（有斐閣・2018年）</p> <p>『民法判例百選II 債権（第8版）』（有斐閣・2018年）</p> <p>『民法判例百選III 親族・相続〔第2版〕』（有斐閣・2018年）</p> <p>司法研修所編『新問題研究 要件事実 付 -民法(債権関係)改正に伴う追補-』（法曹会・2020年）</p>
<b>その他</b>	